

第9次最低工賃新設・改正計画方針

1 改正について

(1) 最低工賃の改正については、以下の要件に合致するものから優先的に
行うものとする。

- ① 前回の改正から3年以上経過しているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が300人程度存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強いもの
- ④ 管内の主要業種に関連するもの
- ⑤ 工賃が低廉なもの

(2) 最低工賃は、実効性の確保を図るため、原則として3年をめぐり実態
を把握し、改正を行うことを目標とする。

2 新設について

最低工賃の設定については、設定の必要性の高い業種について、以下の要件
に合致するものから優先的に検討を行うものとする。

- ① 関係団体等から新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強いもの

3 廃止について

適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが
ないなど、実効性を失ったと思われるものについては、廃止することも検討
すること。